

## 【資料1】

### 阿波しらさぎ大橋のモニタリングの成果

阿波しらさぎ大橋建設事業における貴省と徳島県との河川協議においては、アセス対象外の事業としては類をみないモニタリング調査が義務づけられ、さらに「この許可に係る工事の事後調査（工事中及び供用後）については、毎年、調査計画を事務所長と協議するとともに、調査結果を学識経験者の評価を添えて報告すること」という条件がつけられました。徳島県は工事中および供用後 2 年の約 11 年にわたりモニタリング調査を行い、その成果を公表しています。また、専門家による評価やパブリックコメント実施の仕組みが整備されました。これらの仕組みは、河口域におけるモニタリングのモデルになっていると聞き及んでいます。

以下は、本事業のモニタリングの成果と考えます。

1. 河川における汽水域の価値を国土交通省が評価し、きちんと位置づけたこと
2. 事業主の徳島県と協働して、社会的に適切なモニタリング体制が実行されたこと
3. 膨大な費用と時間を投資したモニタリング調査結果は、吉野川河口の生物多様性の観点からその価値を科学的に証明したこと
  - ・ 標本は徳島県立博物館に保管され、確実に国民、県民の財産となったこと
  - ・ ラムサール条約の国際基準について、科学的データとして証明できたこと
  - ・ これらのデータは、将来吉野川の保全や維持管理を検討するうえで基礎となると位置づけられていること
4. 工事やモニタリングの全行程について、透明性を確保でき、公表に努めたこと
  - ・ 会議の公開だけでなく、議論を議事録として作成し、議論の中身や経過をすべて公表したこと
  - ・ モニタリング調査結果について、すべてのデータを毎年報告書として公表し、パブリックコメントを毎年実施し、市民意見へ真摯な対応をしたこと

以上